

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 事業推進統括部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年8月4日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年8月6日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部揭示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

令和 年 月 日

用紙供給証明書

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

下記のとおり、当該業務の仕様に適合した用紙の供給については、必要な数量を速やかに供給する旨、用紙供給業者より了承を得ていることを証明いたします。

記

(案件名) 令和8年度制度説明会用資料の作成業務

(グリーン購入法への適合) ☐ 適合する ☐ 適合しない (代替用紙使用の理由を記載)

(代替用紙使用の理由) _____

(用 紙 の 紙 質) _____

(用 紙 の 名 称) _____

所 在 地

法人名又は商号

代 表 者 名

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

仕様書【印刷物の作成】

件 名	令和 8 年度制度説明会用資料の作成業務
紙 質	上質四六判 70 kg相当 ※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面プロセス4C刷
サ イ ズ	A4（210mm×297mm） 作成する冊子①～④のページ数は以下の通り。 冊子① 制度説明会用資料（厚年関係）：24 ページ 冊子② 制度説明会用資料（調査指摘）：28 ページ 冊子③ 制度説明会用資料（給付関係）：20 ページ 冊子④ 制度説明会用資料（年金制度）：56 ページ
製 本	中綴じ（A3サイズを使用して製本する場合は、中綴じ2 か所均等にホチキス止めを行うこと。）
梱 包	① 印刷した冊子はそれぞれ 100 部ごとにクラフト紙で梱包すること。なお、印刷物が折れ曲がらないよう、段ボール紙などの資材で補強すること。 ※梱包した外側2 側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ② ①で印刷、梱包した冊子を納入場所の希望数量に合わせて、段ボールへ箱詰めすること。 ③ 梱包した段ボールを納入場所へ配送すること。
数 量	それぞれの数量は以下の通り。 冊子① 制度説明会用資料（厚年関係）：16,100 部 冊子② 制度説明会用資料（調査指摘）：16,100 部 冊子③ 制度説明会用資料（給付関係）： 8,500 部 冊子④ 制度説明会用資料（年金制度）： 8,400 部
納 期	冊子①～③：令和 8 年 9 月 30 日（水） 冊子④：令和 8 年 10 月 30 日（金）
納入場所	【別添】（別紙 1）納入場所・納入数量一覧を参照。

そ の 他	・作業の詳細については、【別添】作業実施要領を参照すること。 ・印刷内容は、【見本】冊子①～冊子④を参照すること。 ・納入場所への納入数量は【別添】（別紙１）納入場所・納入数量一覧を参照すること。 ・正式な原稿について、冊子①～冊子③は業者決定後３営業日以内、冊子④は令和８年９月３０日（水）までに電子媒体（USB）で提供する。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・作業・保管場所では、データの漏洩、滅失がないよう入退室管理を適切に行うこと。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・納入場所への配送に使用する車両は、受託事業者の自社便または配送業者を使用することとし、それらに係る一切の費用は、受託事業者が負担すること。また、配送にあたっては、配送物の水漏れや落下物等による破損、盗難及び紛失等を防止するための所要の措置を講ずること。 ・本仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和８年７月２１日正午までに下記校正担当に事前連絡の上、任意の書面にて郵送もしくはFAXにて質問書を提出すること。また回答は令和８年７月２４日までに、日本年金機構ホームページに、疑義及びその回答を提示する。
校正担当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号 日本年金機構事業推進統括部地域年金事業グループ 電話：03-5344-1100（内線 2648） FAX：03-6892-8093 担当：鈴木、石内、橋川

納入場所・納入数量一覧

項番	納入場所					納入数量			
	宛名	担当グループ・課	郵便番号	住所	電話番号	冊子①	冊子②	冊子③	冊子④
1	札幌西年金事務所	地域調整課	060-8585	北海道札幌市中央区北3条西11丁目2-1	011-271-1051	500部	500部	500部	－
2	仙台東年金事務所	地域調整課	983-8558	宮城県仙台市宮城野区宮城野3-4-1	022-257-6111	900部	900部	－	900部
3	山形年金事務所	総務調整課	990-9515	山形県山形市あかねヶ丘1-10-1	023-645-5111	500部	500部	－	500部
4	東北福島年金事務所	総務調整課	960-8567	福島県福島市北五老内町3-30	024-535-0141	1,300部	1,300部	1,300部	－
5	水戸北年金事務所	総務調整課	310-0062	茨城県水戸市大町2-3-32	029-231-2283	500部	500部	－	500部
6	前橋年金事務所	総務調整課	371-0033	群馬県前橋市国領町2-19-12	027-231-1719	500部	500部	500部	－
7	浦和年金事務所	地域調整課	330-8580	埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-5-1	048-831-1638	600部	600部	－	600部
8	新宿年金事務所	地域調整課	160-8601	東京都新宿区新宿5-9-2 MipLa新宿五丁目ビル(3階～8階)	03-3354-5048	2,100部	2,100部	2,100部	－
9	甲府年金事務所	総務調整課	400-8565	山梨県甲府市塩部1-3-12	055-252-1431	400部	400部	－	400部
10	大曽根年金事務所	地域調整課	461-8685	愛知県名古屋市長区東大曽根町28-1	052-935-3344	1,200部	1,200部	－	1,200部
11	津年金事務所	総務調整課	514-8522	三重県津市桜橋3-446-33	059-228-9112	400部	400部	400部	－
12	京都南年金事務所	総務調整課	612-8558	京都府京都市伏見区竹田七瀬川町8-1	075-644-1165	600部	600部	－	600部
13	大手前年金事務所	地域調整課	541-0053	大阪市中央区本町4-3-9 本町サンケイビル10・11階	06-6271-7301	900部	900部	－	900部
14	三宮年金事務所	地域調整課	650-0033	兵庫県神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階	078-332-5793	400部	400部	400部	－
15	奈良年金事務所	総務調整課	630-8512	奈良県奈良市芝辻町4-9-4	0742-35-1371	600部	600部	600部	－
16	岡山西年金事務所	総務調整課	700-8572	岡山県岡山市北区昭和町12-7	086-214-2163	400部	400部	－	400部
17	福山年金事務所	総務課	720-8533	広島県福山市旭町1-6	084-924-2181	600部	600部	600部	－
18	徳島北年金事務所	総務調整課	770-8522	徳島県徳島市佐古三番町12-8	088-655-0200	500部	500部	－	500部
19	高松西年金事務所	地域調整課	760-8553	香川県高松市錦町2-3-3	087-822-2840	400部	400部	400部	－
20	博多年金事務所	地域調整課	812-8540	福岡市博多区博多駅東3-14-1 T-Building HAKATA EAST 4・5階	092-474-0012	500部	500部	500部	－
21	熊本東年金事務所	総務調整課	862-0901	熊本県熊本市東区東町4-6-41	096-206-9521	400部	400部	400部	－
22	鹿児島北年金事務所	総務調整課	892-8577	鹿児島県鹿児島市住吉町6-8	099-225-5311	600部	600部	－	600部
23	那覇年金事務所	総務調整課	900-0025	沖縄県那覇市壺川2-3-9	098-855-1111	500部	500部	－	500部
24	日本年金機構	事業推進統括部 地域年金事業グループ	168-8505	東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号	03-5344-1100	800部	800部	800部	800部
合計						16,100部	16,100部	8,500部	8,400部

作業実施要領

1 作業手順

受託事業者は、以下の(1)～(3)の手順で、印刷から配送までを行うこと。

(1)印刷物データの提供

契約締結後、印刷物のデータ及び(別紙1)納入場所及び納入数量のデータは電子媒体(USB)で引渡しを行う。

[データ提供時期]

- ・(別紙1)納入場所及び納入数量のデータ:契約締結後、3 営業日以内
- ・冊子①～③の印刷物データ:契約締結後、3 営業日以内
- ・冊子④の印刷物データ:令和 8 年 9 月 30 日(水)まで

[留意事項]

- ・電子媒体(USB)については、受託事業者の責任において厳重に保管・管理すること。
- ・(別紙1)納入場所及び納入数量のデータはエクセル、印刷物のデータについては PDF で提供する。
- ・電子媒体(USB)については、データの取り込みが完了次第、日本年金機構へ返却すること。
- ・電子媒体(USB)及びデータについては、第三者へ受け渡すことを禁止する。

(2)冊子の印刷・梱包

受託事業者は、仕様書に基づき、印刷、梱包を行う。詳細は以下の通り。

[詳細]

- ① 1ページに対する印刷紙面の大きさは、A4サイズとし、両面カラー印刷とする。なお、印刷に使用する紙は、上質四六判 70 kg相当とする。
- ② 印刷した冊子は、100 部ごとにクラフト紙で梱包すること。なお、印刷物が折れ曲がらないよう、段ボール紙などの資材で補強すること。
- ③ (別紙 1)納入場所・納入数量一覧の数量に合わせて、段ボールへ箱詰めすること。
- ④ 納入場所の配送伝票を段ボールに貼付すること。
- ⑤ 冊子④は、令和 8 年 9 月 30 日(水)以降、印刷を開始し、②～④の作業を行うこと。

(3)納期

冊子①～③:令和 8 年 9 月 30 日(水)

冊子④:令和 8 年 10 月 30 日(金)

- (4) 受託事業者から納入場所へ(別紙1)納入場所・納入数量一覧に基づき、配送すること。なお、印刷から配送までの期間については、受託事業者の用意する倉庫で保管すること。保管・配送にかかる留意事項はそれぞれ以下の通り。

[保管]

- ・施錠可能な倉庫を使用し、対象物品の水漏れや落下等による破損、盗難及び紛失等を防止するための所要の措置を講ずること(対象物品の保管場所は受託事業者が用意し、費用が発生する場合は受託事業者にて負担すること)。

[配送]

- ・配送にあたり伝票等を作成する際には、(別紙1)納入場所・納入数量一覧を確認し、受託事業者にて作成すること。
- ・日本年金機構に対し事前に配送完了予定日を連絡すること。
- ・配送に使用する車両は、受託事業者の自社便(または配送業者)を使用し、対象物品の水漏れや落下等による破損、盗難及び紛失等を防止するための所要の措置を講ずること。また、それらに係る一切の費用は、受託事業者が負担すること。
- ・配送の担当者は、納入場所への引渡しの際に、身分証明書を提示すること。
- ・受領印が分かる受領書を(別紙2)業務完了報告書に添付し、日本年金機構に提出すること。

2 請求書等の提出

履行完了後、下記書類を仕様書の校正担当に提出すること。

- ・(別紙2)業務完了報告書
- ・請求書(日本年金機構による確認後)

【別添】
(別紙2)

業務完了報告書

[illegible]

【別添】
(別紙2)

納入場所	運送包数	運送完了年月日
年金事務所	包	令和 年 月 日
年金事務所	包	令和 年 月 日
年金事務所	包	令和 年 月 日
年金事務所	包	令和 年 月 日

上記の業務が完了しましたので、ご報告します。

(受託事業者)

印

委託者確認印

令和8年度 年金制度説明会
年金制度改革の実務と留意点（厚生年金適用）

目次

1	令和7年年金制度改革法の概要……	1
2	短時間労働者の適用拡大………	2
3	保険料調整制度………	1 2
4	適用拡大に関する広報コンテンツ……	1 8

1. 令和7年年金制度改革法の概要

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）」

改正の概要

働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定等を図るための年金制度の見直し

■ 被用者保険の適用拡大

- ・ 短時間労働者の適用要件のうち、企業規模要件の段階的縮小・撤廃、賃金要件の撤廃
- ・ 個人事業所における非適用業種の解消
- ・ 保険料調整制度の創設

■ 標準報酬月額の上限の段階的引上げ

■ 在職老齢年金制度及び遺族年金の見直し 等

2. 短時間労働者の適用拡大

短時間労働者の適用要件

- 厚生年金保険の被保険者数が常時 **5 1 人以上の事業所**（令和6年10月以降）で働く、1 週間の所定労働時間または1 か月の所定労働日数が通常の労働者の4 分の3 未満の者であって、以下の要件をすべて満たす者は、短時間労働者として健康保険・厚生年金保険の被保険者となります

- ☒ 週の勤務（所定労働時間）が**20時間以上**であること
- ☒ 所定内賃金が**月額8.8万円以上**であること
- ☒ **学生ではないこと**

※ 2カ月以内の期間を定めて使用される方や臨時に使用される方等は健康保険・厚生年金保険の適用対象外。

- 短時間労働者の適用要件のうち、以下の2 点が改正されます
 - （1）短時間労働者の**企業規模要件を、段階的に縮小し、撤廃**
 - （2）短時間労働者の**賃金要件を撤廃**

令和8年度 年金制度説明会
事業所調査指摘・改善指導 事例集

目次

1	事例 1 資格取得時報酬月額	1
2	事例 2 まとめて支払われる手当	3
3	事例 3 現物給与の算入もれ	5
4	事例 4 報酬・賞与の区分	9
5	参考資料	11

事例 1 資格取得時報酬月額

【事例の概要】

B社では、基本給の他に「通勤手当」や「住宅手当」等を支給する。
「通勤手当」と「住宅手当」は、入社後に従業員からの申請で事実確認の後に支給するため、初回の給与支給に間に合わず、翌月以降に初回分を併せて支給している。資格取得時の報酬月額に、この通勤手当や住宅手当の金額を含めていなかったため、資格取得届の訂正が必要となった事例。

【給与支給データの状況】

支払年月日	出勤日数	有給日数	総支給額	基本給	A手当	B手当	通勤手当	住宅手当	時間外手当	精算支給	厚生保	健康保
R8.4.20	19	0	214,000	200,000	4,000	10,000	0	0	0	0		
R8.5.20	22	0	258,000	200,000	4,000	10,000	10,000	12,000	0	22,000	20,130	10,835
R8.6.19	20	0	240,652	200,000	4,000	10,000	10,000	12,000	4,652	0	20,130	10,835

初月分の「通勤手当」と「住宅手当」

事例 1 資格取得時報酬月額

【正しい取扱い】

資格取得時の報酬月額は、給与規程等により支給することが定められている諸手当など労務の対償となるすべての報酬を含みます。従業員からの申請の遅れや給与事務の都合で翌月以降に支給された場合であっても、資格取得時の報酬月額に含めて計算します。



取得時届出額

214,000円（220千円）

（基本給+A手当+B手当）



取得時届出額

236,000円（240千円）

（基本給+A手当+B手当+通勤手当+住宅手当）

【本事例の原因と改善ポイント】

- 初回の給与支払や取得届の提出までに、支給事由の有無やその金額を把握できていないことが主な原因でした。
- 従業員からの申請期限や給与事務の前倒しを検討する他、翌月以降の支給となった場合には、取得時の標準報酬月額に訂正の必要がないかを確認しましょう。

令和 8 年度 年金制度説明会

令和 7 年年金制度改正等（年金給付関係）

目次

1	在職老齢年金制度の見直し	1
2	離婚時の年金分割の請求期限の伸長	6
3	令和10年4月以降に施行される制度改正事項 . . .	7
4	年金振込口座の公金受取口座登録に関する 意向確認書の送付	14

1. 在職老齢年金制度の見直し

(1) 改正内容【施行日：令和8年4月1日】

- 70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、基本月額と総報酬月額相当額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを「在職老齢年金」といいます。
- 平均寿命や健康寿命が延びる中で、働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとするため、令和8年4月から年金が減額になる基準額（基本月額と総報酬月額相当額の合計額）が月51万円（令和7年度）から65万円に引き上げられました。

(2) 在職老齢年金の計算式

◆基本月額

⇒ 加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額※
※特別支給の老齢厚生年金についても同様です。

◆総報酬月額相当額

⇒ (その月の標準報酬月額※) + (その月以前1年間の標準賞与額※の合計) ÷ 12
※70歳以上の方は、厚生年金保険に加入しないため、標準報酬月額に相当する額、標準賞与額に相当する額となります。

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が65万円以下ですか？

はい

全額支給

いいえ

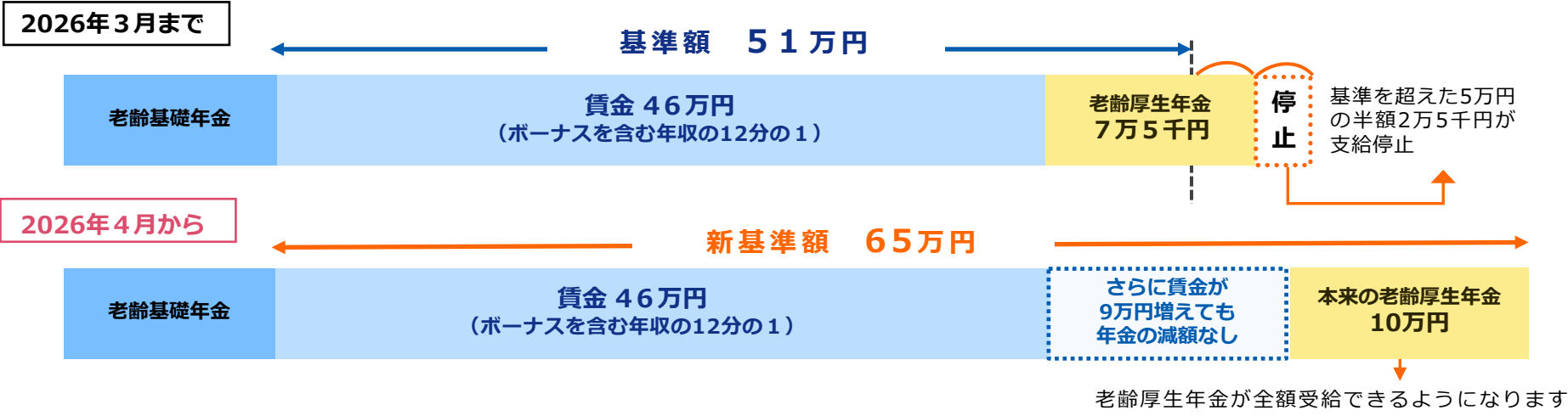
一部または全額支給停止

在職老齢年金制度による調整後の年金受給月額 =
基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 65万円) ÷ 2

1. 在職老齢年金制度の見直し

<在職老齢年金のイメージ>

－ 老齢厚生年金：月額 10万円 報酬：月額46万円のケース －



<在職老齢年金早見表>

(単位:万円)

総報酬月額相当額 基本月額	15万円	20万円	26万円	31万円	36万円	40万円	45万円	50万円	55万円	60万円	65万円
5万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5
10万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5
15万円	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5
20万円	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10
25万円	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5

【早見表の見方】

- ・月額65万円の基準額をもとに全額支給される箇所を青色網掛けで表しています。
- ・例えば、基本月額が10万円の人の場合、総報酬月額相当額が60万円であれば、2.5万円が支給停止されます。

1. 在職老齢年金制度の見直し

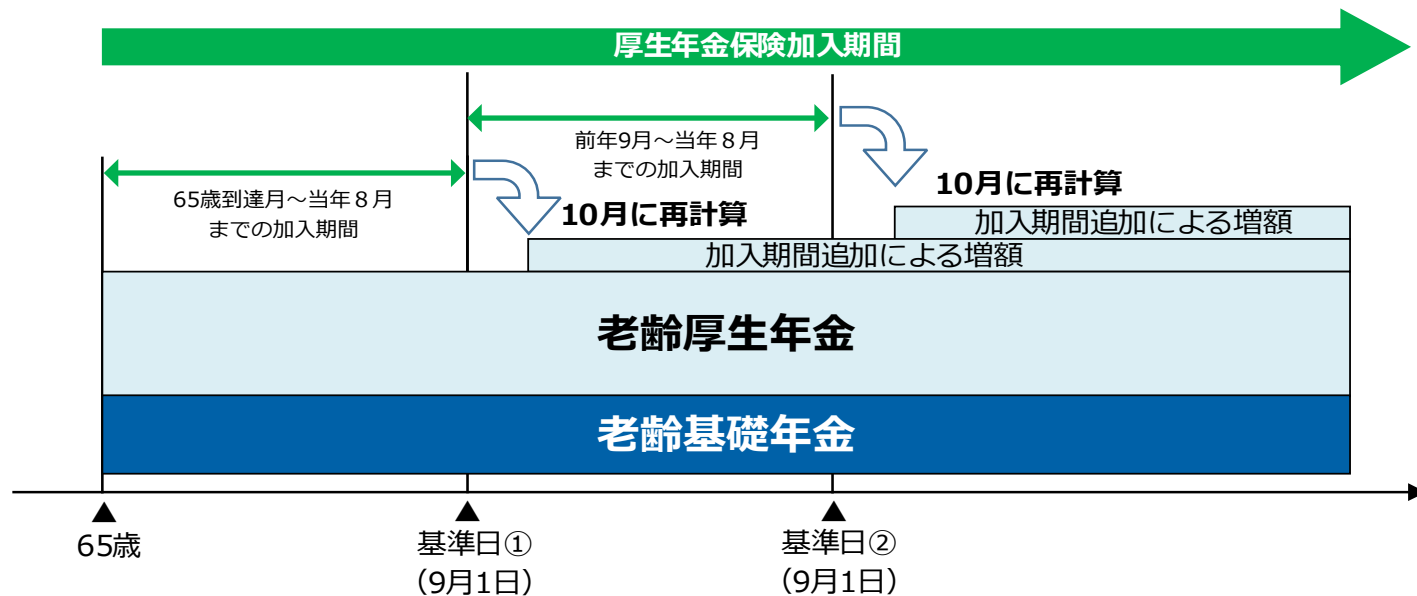
(3) 支給停止期間と支給停止額

- **基本月額と総報酬月額相当額の合計額が65万円※を超えている期間**が支給停止となります。
※名目賃金変動率（物価変動率に実質賃金変動率を乗じて得た率）に応じて**毎年度改定すること**としています。
 - 支給停止額は、**総報酬月額相当額が変わった月または退職日等の翌月※**に変更されます。
※退職して1カ月以内に再就職し、厚生年金保険に加入した場合を除きます。
 - 年金受給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金（加給年金額を含む）は全額支給停止となります。
 - 老齢基礎年金および繰下げ加算額は、全額支給となります。
 - 65歳以降に支給される経過的加算額は、全額支給となります。
 - 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金（退職共済年金）を受け取っている場合は、それぞれの老齢厚生年金の額に応じて按分した額をそれぞれ支給停止します。
 - 厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに、基本月額を算出します。
- ⇒ 在職老齢年金制度の対象となる方のうち65歳以上の方については、在職し続けていても年に1回年金額が再計算される「在職定時改定」の対象となります。また、在職老齢年金制度の対象となる方が退職する場合は、退職に伴い年金額が再計算される「退職改定」が行われます。次ページから「在職定時改定」と「退職改定」について説明します。

1. 在職老齢年金制度の見直し

(4) 在職中の年金額改定

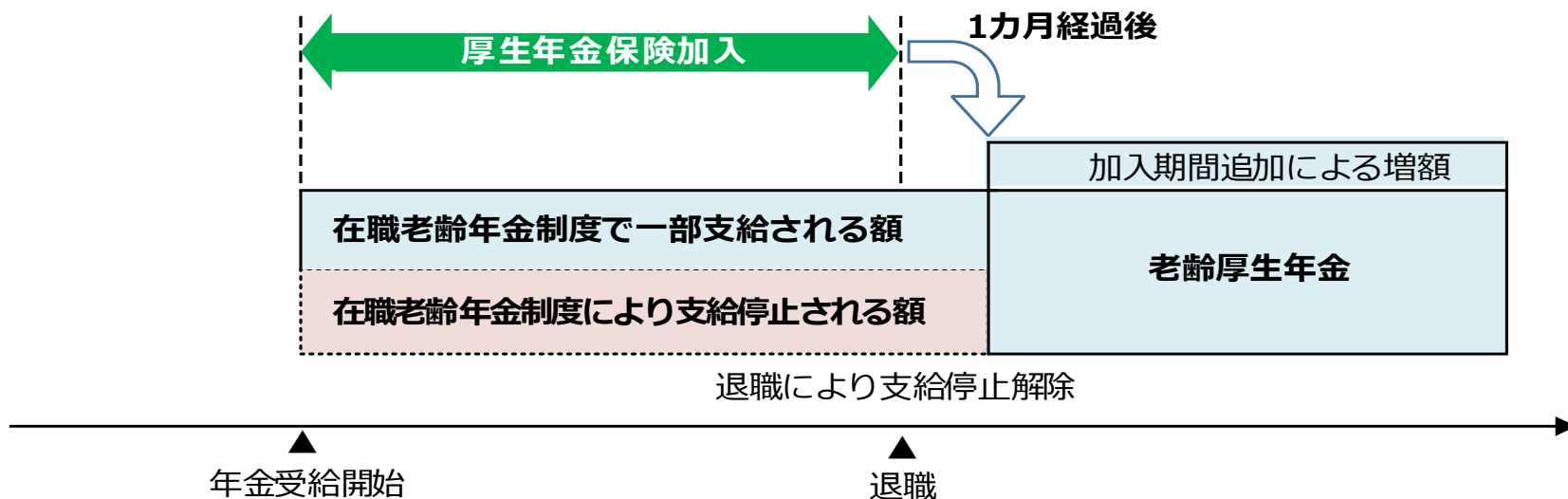
- 基準日（9月1日）において厚生年金保険被保険者である受給権者の老齢厚生年金について、毎年、基準日の属する月前の被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月（10月）に年金額の再計算を行います。これを「**在職定時改定**」といいます。
- 在職定時改定の対象は、65歳以上70歳未満の方に限られます。



1. 在職老齢年金制度の見直し

(5) 退職した場合の年金の取り扱い

- 厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けている方が、退職して1カ月を経過したときは、退職した翌月分の年金額から見直されます。これを「**退職改定**」といいます。
- 年金額の全部または一部の支給停止がなくなり、全額支給されます。
- 年金額に反映されていない退職までの厚生年金保険加入期間を追加して、年金額の再計算が行われます。
- 退職して1カ月以内に再就職し、厚生年金保険に加入したとき（転職など）は、退職改定は行われず、引き続き在職老齢年金としての支払いが行われます。
- 70歳到達時も同様に、70歳に到達した翌月分の年金額から見直されます。



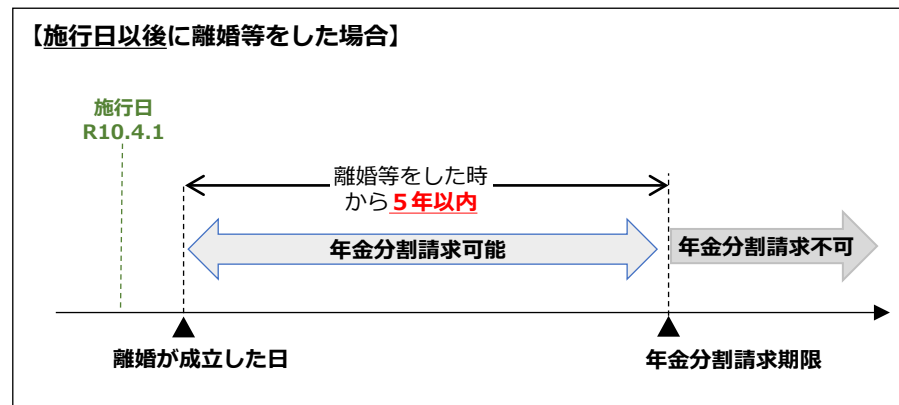
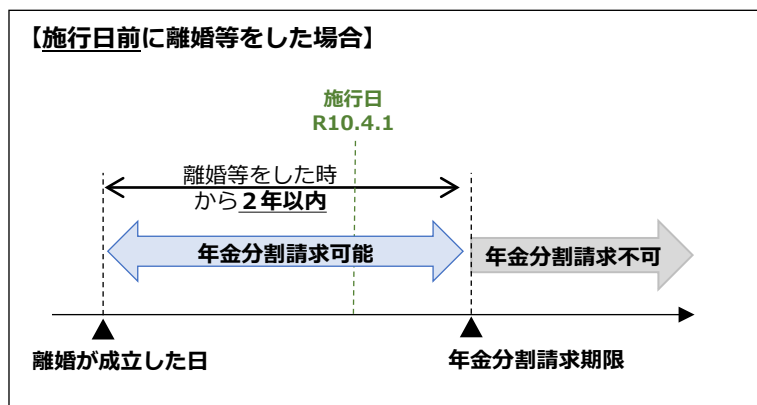
2. 離婚時の年金分割の請求期限の伸長

(1) 改正内容【施行日：令和8年4月1日】

- 令和8年4月1日から民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が2年から5年に伸長されることに伴い、離婚時の年金分割の請求期限についても、「離婚等をした時から2年以内」から「離婚等をした時から5年以内」に伸長されました。
 - ▶ 年金分割のための情報提供請求の請求期限も2年から5年に伸長されています。

(2) 留意点

- 請求期限の伸長は、施行日（令和8年4月1日）以降に離婚等をした者から適用されます。施行日前に離婚等をした者の年金分割の請求期限は、従前のとおり離婚等をした時から2年以内です。
 - ▶ 離婚等をした日の翌日から起算して5年（令和8年4月1日前に離婚等をした場合は2年）を経過するまでに調停申立等を行った場合は、請求期限を経過したとしても、調停成立日等の翌日から起算して6か月以内であれば年金分割の請求が可能です。



3. 令和10年4月以降に施行される制度改革事項

(1) 遺族厚生年金の見直し【施行日：令和10年4月1日】

①改正の背景・目的

女性の就業の進展、共働き世帯の増加等の社会経済状況の変化を踏まえ、制度上の男女差を解消する観点から、遺族厚生年金制度が見直されます。

②改正内容

ア 遺族厚生年金に係る有期給付の対象年齢の拡大

- 現行、女性については、遺族厚生年金の受給権が発生した年齢又は遺族基礎年金が失権した年齢が30歳未満である妻を除き、遺族厚生年金の支給期間は無期給付とされています。また、男性については、55歳以降の者のみに遺族厚生年金の受給権が発生し、60歳から無期給付の遺族厚生年金が支給されます。
- このような男女間における支給期間の差異を解消し、以下のとおり、遺族厚生年金の受給権が発生した年齢又は遺族基礎年金が失権した年齢が60歳未満である場合の遺族厚生年金の支給期間を、原則5年間の有期給付とします。（女性は激変緩和措置あり）

(ア) 男性

昭和43年（1968年）4月2日以後に生まれた者【施行日において60歳未満の者】について、遺族厚生年金の支給期間を5年間とします。

(イ) 女性

平成元年（1989年）4月2日以後に生まれた者【施行年度末において40歳未満の者】について、遺族厚生年金の支給期間を5年間とします。

※男女ともに子を有する場合は、60歳到達前に遺族基礎年金が失権したときに、遺族厚生年金はそれ以降5年間の有期給付となります。

- 女性だけを対象とする中高齢寡婦加算は廃止されます。ただし、施行後に中高齢寡婦加算の支給事由が生じた場合は、令和35年まで25年かけて、受給権発生年度等に応じて、段階的に減額した額が支給されます。

3. 令和10年4月以降に施行される制度改正事項

イ 有期給付化に伴う配慮措置

(a) 生計維持要件の見直し

有期給付の対象となる遺族厚生年金の受給権者（以下「特定受給権者」という。）については、支給要件に係る生計維持要件のうち、現行、前年收入850万円未満とされている収入要件を撤廃します。

(b) 有期給付加算の新設

特定受給権者については、遺族厚生年金額に「有期給付加算」として、死亡者の老齢厚生年金の4分の1相当額が加算されます。

(c) 遺族厚生年金の継続給付

特定受給権者が遺族厚生年金を5年間受給した後においても「**I.前年所得が国民年金保険料の免除の基準所得額未満の者**」又は「**II.障害年金受給権者であって障害の状態にある者**」等については、**最長65歳到達まで継続して遺族厚生年金を支給**します。

⇒ I.の者については、前年所得に応じて遺族厚生年金額を支給停止します。（全額停止が2年間継続した場合は、遺族厚生年金の受給権は失権）

⇒ II.の者については、障害状態を確認できている期間は満額の遺族厚生年金を支給します。

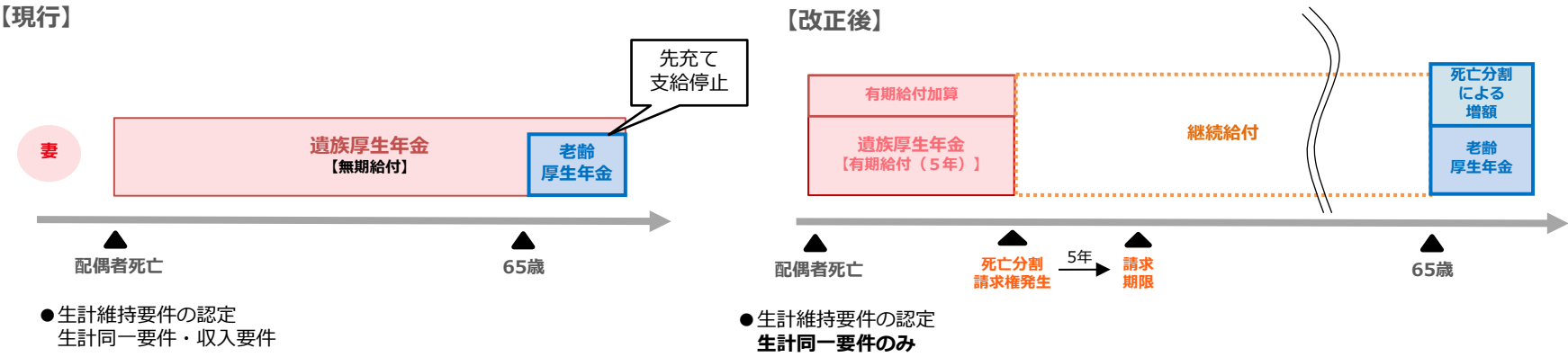
(d) 死亡分割制度の導入

死亡者の婚姻期間における厚生年金への加入期間の標準報酬月額等を分割することで、死別した配偶者の将来の老齢厚生年金を増加させる死亡分割制度が導入されます。

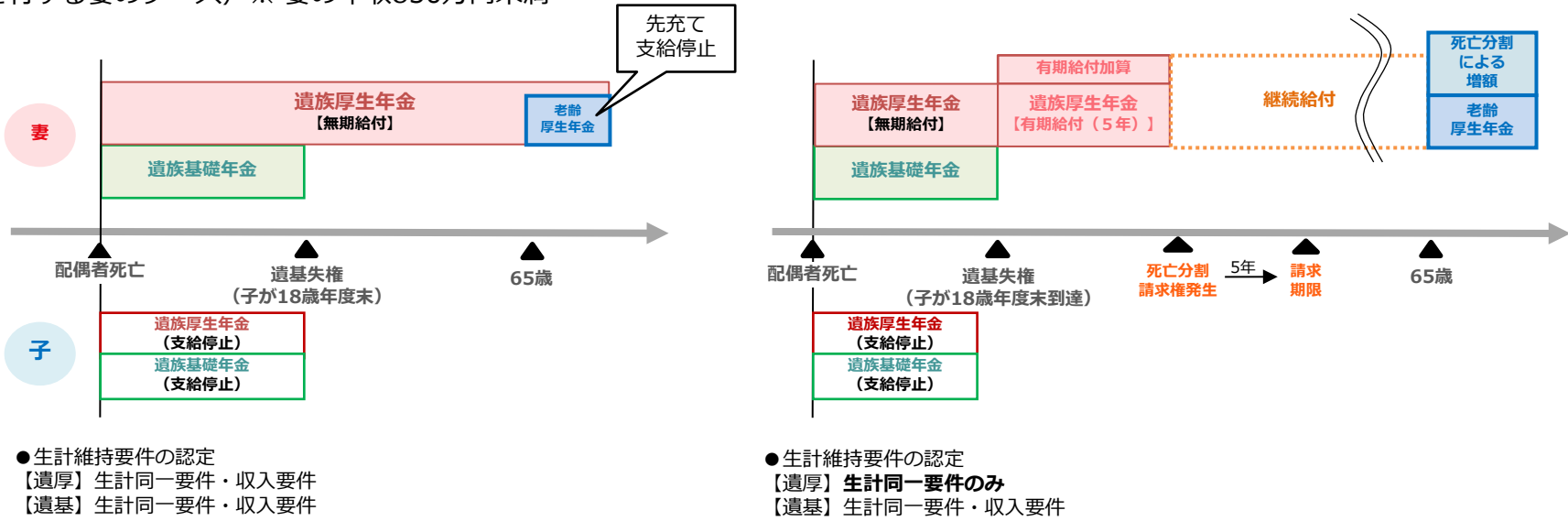
3. 令和10年4月以降に施行される制度改革事項

<現行及び改正後の受給イメージ>

(子を有さない妻のケース)



(子を有する妻のケース) ※ 妻の年収850万円未満



3. 令和10年4月以降に施行される制度改革事項

(2) 遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げの許容【施行日：令和10年4月1日】

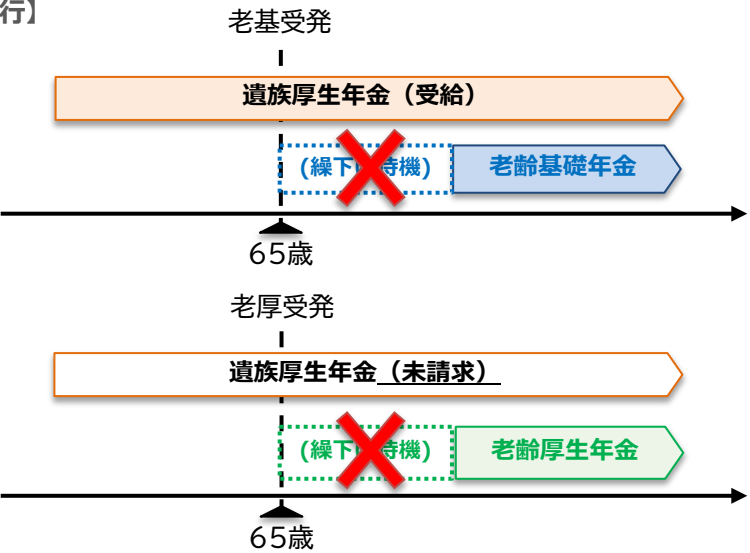
①改正の背景・目的

高齢者の就労が進展し、今後繰下げ制度の利用者が増える可能性があることを踏まえ、年金を増額させたいという受給者の選択を阻害しない観点から、繰下げ制度を見直します。

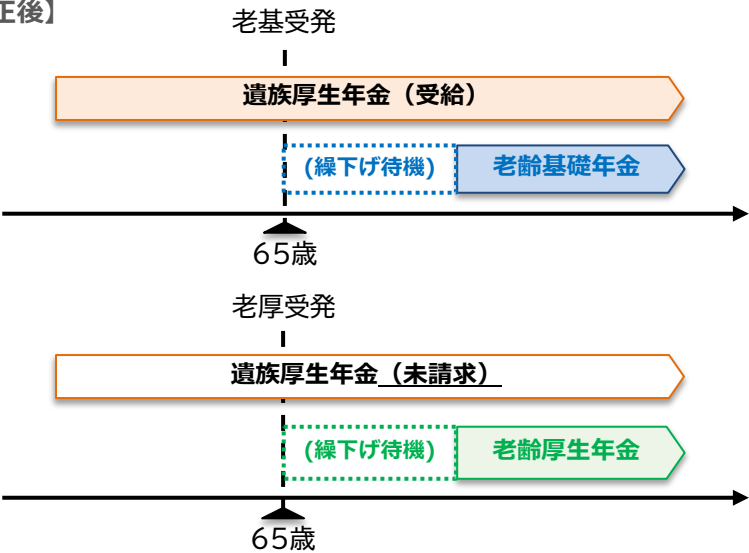
②改正内容

- 現行、遺族厚生年金の受給権を有する場合、**老齢基礎年金**の繰下げを行うことができないところ、**遺族厚生年金**の受給権を有していたとしても、**老齢基礎年金**の繰下げ申し出が可能となります。
- 現行、遺族厚生年金の受給権を有する場合、**老齢厚生年金**の繰下げを行うことができないところ、**遺族厚生年金**の受給権を有していたとしても、遺族厚生年金の請求をしていない者は、**老齢厚生年金**の繰下げ申し出が可能となります。
- 本改正において、**老齢基礎年金**の繰下げは昭和27年4月1日以前の生まれの者（令和10年3月31日以前に76歳に到達する者）、**老齢厚生年金**の繰下げは令和4年3月31日時点で老齢厚生年金の受給権発生から5年を経過した者が**本改正の対象外**となります。

【現行】



【改正後】



3. 令和10年4月以降に施行される制度改革事項

(3) 配偶者加給年金の見直し【施行日：令和10年4月1日】

①改正の背景・目的

老齢厚生年金における配偶者に係る加給年金について、社会状況の変化等によりその役割が縮小していることを踏まえ、新たに支給額を見直します。

②改正内容

年額で423,700円（令和8年度）支給している配偶者加給年金額（老齢年金）について、施行後に新たに受給する者から縮小（10%減額した額に引き下げ）します。

(4) 子に係る加算等の見直し【施行日：令和10年4月1日】

①改正の背景・目的

賦課方式で運営されている公的年金制度にとって、次世代の育成は制度の根幹を維持するために必要であり、次代の社会を担う子どもを支援し、子を持つ年金受給者を支援する観点から、公的年金制度における子の加算を拡充します。

②改正内容

ア 子の加算の新設

老齢基礎年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金に子（※）の加算を新設します。

（※）18歳到達年度の末日まで（1級、2級の障害状態にある子は20歳まで）の子を指す。

イ 加算額の引上げ

子に係る加算額を第3子以降も含め一律約28万円に引き上げます。

（現行では第2子までは243,800円、第3子以降は81,300円（令和8年度の年額））

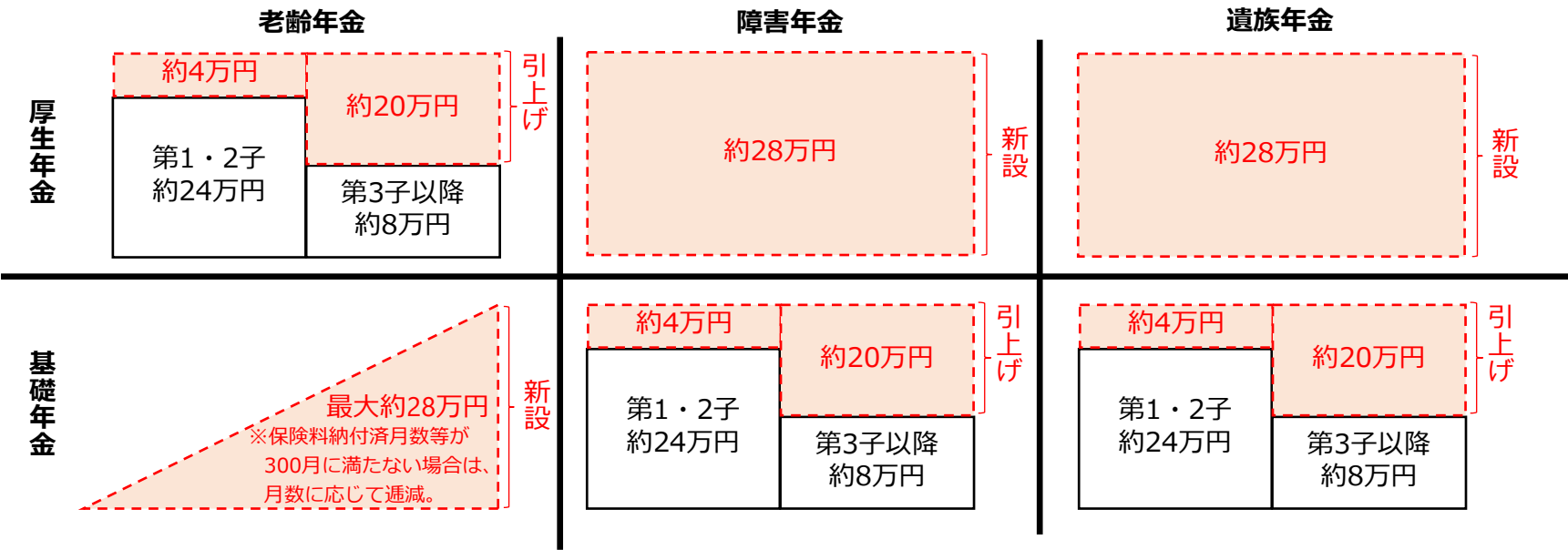
⇒ 令和10年4月分から、子の加算の受給権を有する者に係る加算額を一律引き上げます。

3. 令和10年4月以降に施行される制度改革事項

ウ 支給要件の見直し

- 老齢厚生年金の子の加算に必要となる被保険者月数を**240月から120月に引き下げます。**
⇒ 施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者より適用。
- 基礎年金及び厚生年金ともに子の加算が加算される場合は、**厚生年金を優先する併給調整を行います。**
⇒ 令和10年4月分から適用。
- 夫婦の双方が子の加算の受給権を有する場合は、その子を**主として生計を維持する者のみに支給を行います。**
⇒ 施行日以後に子の加算の受給権を取得した者より適用。
- 加算の対象となる**子に国内居住要件を設けます。**
⇒ 施行日以後に子の加算の受給権を取得した者より適用。

<改正後の子に係る加算の全体像>



3. 令和10年4月以降に施行される制度改革事項

(5) 脱退一時金の見直し【施行日：公布から4年以内】

①改正の背景・目的

在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、外国人にとって将来の年金受給に結び付きやすい仕組みにするとともに、脱退一時金の支給上限を見直します。

②改正内容

ア 支給の見直し（再入国許可）

現行、再入国許可付きで出国をした場合でも脱退一時金の受給が可能であるところ、**再入国許可付きで出国した外国人は、当該許可の有効期間内は脱退一時金を支給しません。**

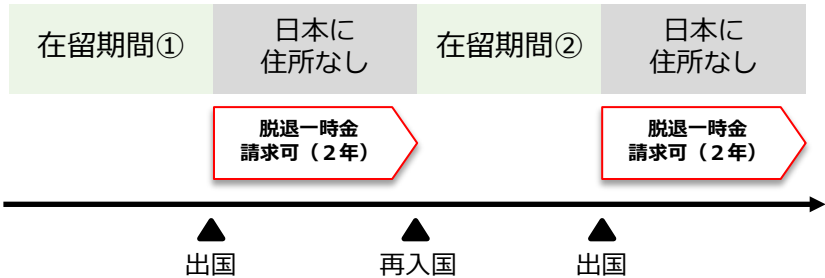
イ 支給上限の引上げ

外国人の滞在期間の長期化や在留資格の見直し（育成就労制度の創設）を踏まえ、**支給上限年数を現行の5年から8年に引き上げます。**

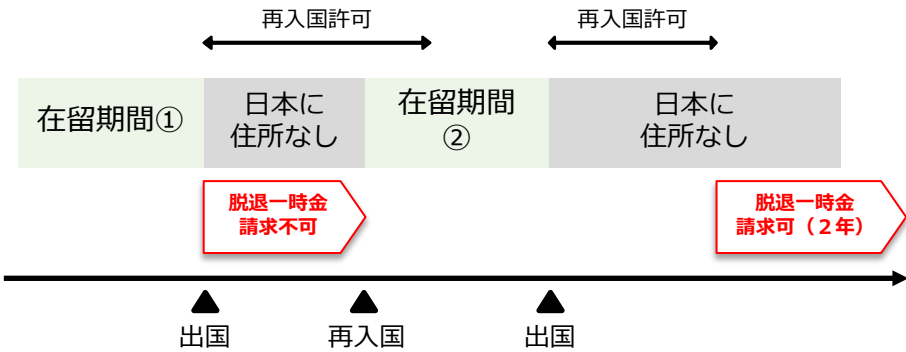
（注）イは政令改正事項（施行日は未定）

<改正後の脱退一時金請求イメージ（ア関係）>

【現行】再入国許可の有無にかかわらず、日本国内に住所を有しない等の要件を満たせば請求可能



【改正後】再入国許可の有効期間内は脱退一時金を支給しない



4. 年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書の送付

(1) 背景・目的

- 令和 5 年 6 月に公金受取口座の登録促進を目的として公金受取口座登録法が改正され、年金受給権者に対して公金受取口座登録の意思を確認し、登録に同意する場合は、年金振込口座情報を内閣総理大臣（デジタル庁）へ提供することが可能となりました。
- これを受け、年金を新たに請求する方については、令和 7 年 6 月から年金受取口座を公金受取口座に登録するかどうかの意思確認を年金請求手続きの際に行っていますが、令和8年8月から、既に年金を受け取っている方についても、公金受取口座に登録するかどうかの意思確認を行います。

(2) 意向確認書の送付

- 年金受給者へ年金振込口座を公金受取口座として登録することについて同意されるか、ご意向を確認させていただくため、「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を簡易書留で送付します。

【送付の対象となる方】

令和 8 年 4 月15日時点で65歳以上（昭和36年4月16日以前生まれ）の年金を受給されている方

ただし、下記に当てはまる方へは、意向確認書は送付されません。

- ・公金受取口座をすでに登録されている方
- ・令和 8 年 4 月に年金が支払われなかった方（全額支給停止、振込不能）
- ・外国に居住されている方
- ・共済組合等から支給される年金のみ受給されている方
- ・令和 7 年 6 月以降の年金請求手続きにおいて、公金受取口座へ登録するかどうかの意思表示をされた方 など

【送付時期】

令和 8 年 8 月から令和 9 年 2 月（予定）にかけて、意向確認書を順次お送りします。

4. 年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書の送付

(3) 意向確認に係る手続き方法

【公金受取口座への登録を希望する場合（同意の場合）】

- 意向確認書の内容をご確認いただき、記載されている年金振込口座について、公金受取口座への登録を希望される場合は、手続きは不要です。年金振込口座に関する情報及び氏名や個人番号等の情報をデジタル庁に提供します。後日、デジタル庁から、公金受取口座の登録結果通知が届きます。

【公金受取口座への登録を希望しない場合（不同意の場合）】

- 公金受取口座への登録を希望しない場合は、意向確認書の下部にある「公金受取口座登録不同意申出書」を切り離し、意向確認書に記載された返送期限（目安）までにご返送ください。

(4) 照会先

- ご不明な点がある場合は、以下の照会先や日本年金機構ホームページをご確認ください。

■お問い合わせ先

- ◆ 公金受取口座登録不同意申出書の提出状況やこのご案内に関するお問い合わせ

『意向確認書照会専用フリーダイヤル』

0120-74-0011

(フリーダイヤルがご利用できない場合)
TEL : 050-3524-7372

受付時間 (年末年始を除く)	月曜日	8:30～19:00
	火曜日～金曜日	8:30～17:15
	第2土曜日	9:30～16:00

- ・月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで相談をお受けします。
- ・第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ◆ 公金受取口座登録制度など、マイナンバー制度に関する全般的なお問い合わせ

『マイナンバー総合フリーダイヤル』

0120-95-0178

(音声ガイダンス: 6 番)

(フリーダイヤルがご利用できない場合)
TEL : 050-3816-9405

受付時間 (年末年始を除く)	平日	9:30～20:00
	土日祝	9:30～17:30

(5) 留意事項

- 意向確認書を受け取られてから45日以内に「公金受取口座登録不同意申出書」の返送がない場合、年金振込口座を公金受取口座として登録することに「同意」されたものとして取り扱いますので、ご注意ください。
- 不在等により意向確認書を受け取れなかった場合、意向確認が行えなかったものとして取り扱います。この場合、年金振込口座は公金受取口座として登録されません。

<参考:意向確認書及び封入物のイメージ>

令和8年度 年金制度説明会
年金制度と年金制度改革について

目次

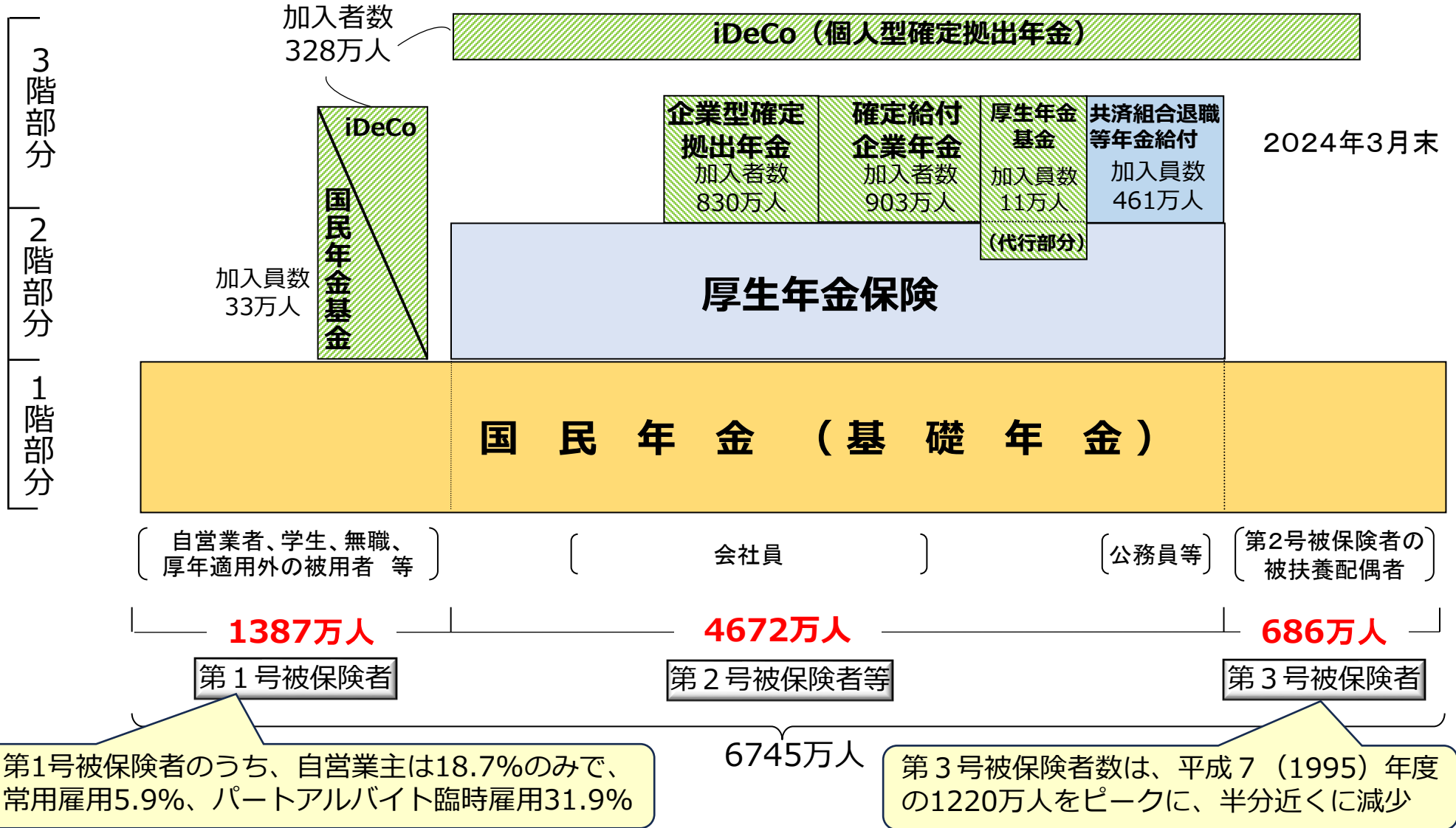
1	目次 1 (Meiryo UI・太字・1 6 Pt)	3
2	目次 2 (Meiryo UI・太字・1 6 Pt) . . .	7
3	目次 3 (Meiryo UI・太字・1 6 Pt) . . .	9
4	目次 4 (Meiryo UI・太字・1 6 Pt) . . .	10

1. 年金制度は、どういう考え方で 成り立つ仕組みなのか

～まず大づかみに概観します～

年金制度は3階建て

- 1・2階部分の**公的年金**が、**国民の老後生活の基本**を支え、
- 3階部分の**企業年金・個人年金**と合わせて、**老後生活の多様な希望・ニーズ**に対応。



請負契約書(案)

収入印紙
貼 付

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 令和8年度制度説明会用資料の作成業務

契約金額 _____ 円（うち消費税等額 _____ 円）

契約保証金 全額免除

（総則）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める契約内容を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了するとともに、仕様書等に定める成果物を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）

第2条 乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。

2 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（仕様書等の疑義）

第3条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（履行期限等）

第4条 履行期限及び納品場所は、次のとおりとする。

履行期限：令和8年10月30日

納品場所：仕様書等のおとり

（秘密の保持等）

第5条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用

してはならない。

(印影等の取扱い)

第6条 乙は、本契約の履行に当たり、甲から印影又は地紋（以下「印影等」という。）を貸与された場合については、善良な管理者の注意をもって管理することとする。

2 乙は、甲から貸与された印影等について、本契約の履行以外に使用又は利用してはならない。なお、本契約終了後は直ちに甲に返却しなければならない。

(主体的部分等の再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

(再委託の承認及び変更)

第8条 乙は、やむを得ない事情により本契約の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。

2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適当であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。

3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があつた場合は、速やかにこれを提示するものとする。

4 第1項の規定に基づき、第三者に本契約の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。

5 乙は、再委託先による本契約の更なる第三者への委託をさせてはならない。

(検査)

第9条 乙は、第4条に規定する履行期限までに仕様書等に応ずる成果物を納品し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、納品日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって同項の検査は完了し、当該履行期限にかかる本契約の履行を完了したものとする。

(不合格品の引取り及び代品等にかかる検査)

第10条 成果物が前条に規定する検査（前条に準じて行われる検査を含む。次条において同じ。）に不合格となった場合、乙は、次条の規定により甲が値引受領する

場合を除き、遅滞なく不合格となった成果物を引き取るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲から要求があった場合は、甲の指定する期限内に改めて代品を納入し、前条に準じて検査を受けるものとする。
- 3 第1項の場合において、相当期間内に乙が不合格となった成果物を引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該成果物を返送し、又は保管を託すことができる。

(値引受領)

第11条 甲は、第9条第1項の規定による検査の結果、不合格となった成果物について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額（単価）について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

(納期の有償延期)

第12条 乙が、第14条の規定に該当する場合を除き、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に第9条第1項の規定による検査が完了した成果物（以下「合格物品等」という。）の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、特にやむを得ない事情によるものに限り、遅滞料を徴収して延期を認めることができる。

(遅滞料)

第13条 前条に規定する遅滞料は、第9条第1項の規定による検査が完了していない数量に相当する金額について、第4条に規定する履行期限の翌日から合格物品等を納入した日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。）を乗じて算出した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(納期の無償延期)

第14条 天災地変、その他乙の責に帰すべからざる理由によって、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に合格物品等の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して、履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当であると確認したときは、納期の延期を認めることができる。

(監督)

- 第15条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。
- 2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

- 第16条 甲は、乙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。
- 2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、本契約の履行状況及び実施結果について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。

- 3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行上必要な指導を行うことができるものとする。
- 4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。
- 6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

- 第17条 乙は、本契約の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。
- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第18条 本契約に基づく成果物の所有権は、第9条第1項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したとき又は第11条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したとき以降に、乙の責に帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
 - 3 成果物の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、成果物の所有権の移転とともに甲に帰属する。

(事故報告等)

- 第19条 乙は、本契約の履行に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。
 - (2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
- 2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
 - 3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。
 - 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

- 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第16条による調査等及び第17条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

（対価の支払）

- 第20条 乙は、第9条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に請求することができる。
- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

- 第21条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内にし出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第22条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
 - (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は

譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。

- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(特許権等の費用負担)

第23条 本契約の履行に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

(著作権等)

第24条 本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。

2 本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号の規定による。

- (1) 本契約により新たに作成される成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）は、全て甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。

ただし、納入された成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュール等については、乙は自由に使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。乙は、著作者人格権を行使しない。

- (2) 乙は、甲がその旨を求めるときは、別紙様式による著作権譲渡証明書を甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先より、業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属することの承諾を書面で取り付けなければならない。
- (4) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (5) 乙は、甲に対して、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

(履行不能等の通知)

第25条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第26条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解

除することができる。

2 甲は、成果物が契約の内容に適合しないものである場合において、第36条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第31条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

(1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。

(2) 第4条に規定する履行期限内に合格物品等の受渡しを完了しないとき。

(3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。

(4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。

(6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(7) 乙又は乙の従業員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

(8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。

(9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。

(10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。

(11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。

(13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。

(14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。

(15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。

(16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

(18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとき。

(19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。

- (20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
 - (21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO／IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
 - (22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
 - (23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。
- 4 本契約の再委託先において、前項第15号及び第19号から第21号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、契約内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

- 第27条 前条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から第9条第1項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項に規定する違約金額が、第29条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）

- 第28条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

- 第29条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第26条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
- 3 第26条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第27条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
- 4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与

えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。ただし、第36条第1項に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。

- 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(事情の変更)

第30条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第31条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行なったとき、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行なったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第32条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行なったとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行なったとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又

- は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為にかかる違約金額」という。）が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（談合等の不正行為にかかる損害賠償）

- 第33条 第31条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

（談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金）

- 第34条 乙が第32条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に基づき財務大臣が定める率を乗じて算出した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

（補償事項）

- 第35条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

（契約不適合責任）

- 第36条 甲は、納入された成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償を請求することができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第37条 甲は、成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(知的財産権)

- 第38条 乙は、仕様書等に定める契約内容の履行並びに納入された成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(損害賠償等にかかる調査)

- 第39条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第40条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第41条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第42条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第43条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条、第19条第1項から第3項まで及び第6項、第21条、第26条第3項、第29条、第32条、第34条

から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
 日本年金機構 理事長代理人
 事業推進統括部長 福嶋 清 印

乙 ○○県○○市○○
 ○○○○○○
 ○○○○ ○○ ○○ 印

著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

1. 契約名称 令和8年度制度説明会用資料の作成業務
2. 作成者名

上記の名称で特定される著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する全ての権利を含む。）を日本年金機構理事長に譲渡したことに相違ありません。